

27消安第4726号
平成27年12月11日

一般社団法人日本旅行業協会
会長 田川 博巳 殿

農林水産省消費・安全局長



鹿児島県奄美大島におけるミカンコミバエ種群の寄主植物の移動制限の周知について

平素より植物防疫行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年9月以降、鹿児島県奄美大島においてミカンコミバエ種群のトラップでの誘殺が継続的に確認されるとともに、バンジロウ（グアバ）等の寄主植物への幼虫の寄生が確認されたところです。

これに対して、農林水産省では、本虫のまん延を防止するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令（平成27年農林水産省令第80号）等を制定し、本年12月13日から平成29年3月31日までの期間、奄美大島において、ミカンコミバエ種群の寄主植物（カンキツ類等）の移動制限等を行うこととしています。

つきましては、緊急防除の開始に当たり、貴協会会員に対し、ミカンコミバエ種群の寄主植物の移動制限について周知していただきますよう、お願いいたします。

なお、円滑な移動制限の実施を図るため、植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。）では、「植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する平成27年度広報強化週間について」（平成27年4月8日付け消費・安全局長通知）でお知らせした第3回の広報強化週間（平成27年12月14日～12月18日）に併せ、観光客、流通業者、生産者等に対し、周知活動を重点的に実施することとしておりますので、併せて周知していただきますようお願いいたします。

奄美大島からは果物などの 持ち出しが禁止されています!!

奄美大島では、現在、果物などを加害する害虫であるミカンコミバエが発生しています。そのため、奄美大島からのミカンコミバエの寄生する可能性のある果物の持ち出しは、法律により禁止されています。

ミカンコミバエとは

幼虫（白っぽいうじ虫）が果実に寄生すると腐敗・落下し、ひどい場合には収穫皆無となります。

※ミカンコミバエは、人や動物に害はありません。

現在奄美大島から持ち出せない果物の例



マンゴウ



スモモ



かんきつ類

奄美大島から持ち出しできない主な果物

ナス	トマト	ピーマン	黄色いバナナ
アセロラ	イチジク	イチゴ	カキ
かんきつ類	ゴレンシ	スモモ	ドラゴンフルーツ
ナシ	パッションフルーツ	パパイヤ	バンジロウ
バンレイシ	ブドウ	マンゴウ	モモ
リュウガン	リンゴ		

詳しくは下記へお問い合わせください

横浜植物防疫所	045-285-7135	門司植物防疫所	093-321-2809
名古屋植物防疫所	052-659-1357	〃 名瀬支所	0997-52-0459
神戸植物防疫所	078-389-5320	那覇植物防疫事務所	098-868-1679